

安全保障輸出管理(技術の提供・貨物の輸出)に関するフローチャート

記入年月日: 年 月 日

以下のフロー図に従って□にチェック(■・✓)を入れてください。網掛部分を記入ください。

START⇒ 海外とコンタクトする

A) (自分で)外国へ行く(国際会議・海外での打合せ等)
※装置、試料等を自ら持ち出す場合は **C)** もチェックする。
但し、自己使用のパソコン、市販デジタルカメラ(普及品)、スマートフォンは除く

B) (自分は)国内にいる
※**C)～E)** の該当するものすべてをチェックする

C) [貨物の輸出]
装置、試料等の物品(貨物)を持ち出す(持ち帰る)又は送付する。※技術を提供する場合は、**D)** もチェック
貨物の名称・概要

D) [技術の提供]
技術の提供(外国機関との共同研究等やメール・ファクス等での技術提供を含む)を行う。技術にはプログラムも含まれます。
提供する技術の概要

E) [外国派遣]
学生・研究員等を外国へ派遣する

F) 技術の提供を他者にしない、または、不特定多数が参加可能な国際会議・学会等への参加である
□ はい

**G) ① □ 論文投稿や特許出願等技術の公知化のための提供である(※注1)
② □ 公知の技術の提供である(※注1)**
①、②の根拠記入欄
公表(予定)年月日:
公表(予定)媒体・学会名:

I) 相手先は輸出令別表第3の地域である(※表1)
□ はい
□ いいえ

**H) 技術の該非判定(※注2)を、外国為替令/貨物等省令マトリクスを用いて行い、該非判定書(様式3)を作成してください。
貨物の該非判定(※注2)を、輸出貿易管理令/貨物等省令マトリクスを用いて行い、該非判定書(様式3)を作成してください。
* 経済産業省ホームページより貨物・技術のマトリクス表を参照してください http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html
輸出する貨物・提供する技術は、「外為法リスト規制」に該当する □ はい □ いいえ**

J) 事前確認シート＜様式1(表面)＞の〔相手先に関する懸念情報〕をチェックしてください。
〔相手先に関する懸念情報〕に1つ以上「はい」がある。 □ はい □ いいえ

このシート(様式1)と今までに作成・徴収した書類を全て
輸出管理責任者(研究・社会連携部長)へ提出して、審査を受けてください。

取引可

※表1: 輸出令別表第3の地域(輸出管理が適正に行われていると認められる国)
アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国